

福岡県公報

令和六年十月十八日
第五百四十号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

(教育庁高校教育課) …………… 一

再掲

福岡県教育委員会公告式規則(昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年十月四日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中

13	福岡県立小倉西高等学校	全日制	普通(二四〇)	を
		普通(二四〇)		
9	福岡県立小倉南高等学校	定時制	普通(二二〇)	に、
		全日制	普通(二二〇)	
		定時制	普通(二二〇)	
		全日制	普通(二二〇)	
9	福岡県立小倉南高等学校	定時制	普通(二二〇)	を
		全日制	普通(二二〇)	
		定時制	普通(二二〇)	
		全日制	普通(二二〇)	

を に、 を

52	福岡県立筑前高等学校	全日制	普通(四四〇)	を
49	福岡県立福岡講倫館高等学校	全日制	総合学科(三六〇)	に、
49	福岡県立福岡講倫館高等学校	全日制	総合学科(三二〇)	を
46	福岡県立城南高等学校	全日制	普通(四四〇)	に、
46	福岡県立城南高等学校	全日制	普通(四〇〇)	を
44	福岡県立柏陵高等学校	全日制	普通(三六〇)	に、
44	福岡県立柏陵高等学校	全日制	普通(四〇〇)	を
42	福岡県立福岡高等学校	全日制	普通(四〇〇)	に、
42	福岡県立福岡高等学校	全日制	普通(四四〇)	を
39	福岡県立香椎高等学校	全日制	普通(四〇〇)、ファッションデザイン(四〇〇)	に、
39	福岡県立香椎高等学校	全日制	普通(三六〇)、ファッションデザイン(四〇〇)	を
38	福岡県立香住丘高等学校	全日制	普通(四〇〇)、英語(四〇〇)	に、
38	福岡県立香住丘高等学校	全日制	普通(三六〇)、英語(四〇〇)	を
33	福岡県立玄界高等学校	全日制	普通(三六〇)	に、
33	福岡県立玄界高等学校	全日制	普通(三二〇)	を
31	福岡県立光陵高等学校	全日制	普通(三六〇)	に、
31	福岡県立光陵高等学校	全日制	普通(四〇〇)	を
13	福岡県立小倉西高等学校	全日制	普通(二〇〇)	に、

を に、 を に、

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校学則の規定は、令和七年度以降に入学する者から適用する。

める。

附 則

52	福岡県立筑前高等学校	全日制	普通(四〇〇)	に、
54	福岡県立太宰府高等学校	全日制	普通(二八〇)、芸術(四〇)	を
54	福岡県立太宰府高等学校	全日制	普通(二四〇)、芸術(四〇)	に、
57	福岡県立武蔵台高等学校	全日制	普通(四四〇)	を
57	福岡県立武蔵台高等学校	全日制	普通(四四〇)	に、
61	福岡県立小郡高等学校	全日制	普通(二四〇)	を
61	福岡県立小郡高等学校	全日制	普通(二八〇)	に、
66	福岡県立三潴高等学校	全日制	普通(二六〇)	を
66	福岡県立三潴高等学校	全日制	普通(二二〇)	に改